

東紀州広域ごみ処理施設整備基本計画素案に関する住民説明会 議事概要

東紀州広域ごみ処理施設整備基本計画素案に関する部分のみ記載しております。

日時：令和4年8月24日（水） 19：00～21：00

場所：尾鷲市立中央公民館3階 講堂

出席者：東紀州環境施設組合

加藤管理者

事務局

福屋事務局長、大崎事務局次長、上村係長、松島主任、阪井主任、辻主事
国際航業株式会社

岡田、中前

尾鷲市

下村副市長

環境課

吉澤課長、民部課長補佐、中川主幹

参加者：51名

○あいさつ

○説明

事務局：資料説明

○質疑応答

事務局：質問、ご意見をお願いいたします。

住 民：新ごみ処理施設ができた場合、距離が離れたところから尾鷲市にごみを運んでくることになる。車両の燃料費などの運搬にかかる費用がものすごくかかることになるが、これらの費用は事業費に含まれているのか。尾鷲市は財政的に倒産寸前のような状況であるので、今ある施設をもっと長く使うことを考えたほうがいいのではないかと。施設を建てるのが先にあると、細部については何も考えられていないような気がするが、いかがか。

事務局：先ほど示した概算事業費には各市町からの運搬費用等は含まれていない。5市町それぞれが、それぞれの市町における行政運営上の費用対効果などを検討したうえで、施設整備の計画を進めていると考えている。広域で取り組むほうが5市町それぞれに行政運営上のメリットがあるから5市町で計画を進めていることをご理解願う。

住 民：当初に中電跡地の利用として、広域ごみ処理施設を建設することになった理由を説明いただきたい。

管理者：平成 30 年頃に SEA モデル構想において、中部電力発電所跡地で、既存の建屋の利用、または空地に盛土をして広域ごみ処理施設を建設していこうとなったのが始まりで、その後は第 2 ヤードとなった。中部電力との話や他の色々な話を経て、そこも建設予定地にすることができなくなった。最終的に市営野球場となった。

住 民：なぜ市営野球場が建設予定地となったのかわからないのもっと詳しく説明願う。

管理者：10 年ほど前から 5 市町で、既存施設を統合した形のごみ焼却場を建設しようという話になっており、私は、市長になってそれを引き継いだ。当初の建設予定地は中部電力発電所跡地であったが 5 市町の協議の結果、市営野球場となった。

住 民：『施設基本計画』で、「大規模災害時においても施設が稼働不能になることなく」ということは連続運転ができるということである。そのためには発電機が必要になってくると思うが、「非常用電源装置を整備（停電時におけるごみ受入を想定）」との記載と矛盾している。長期停電時においても処理施設の中で物は燃えている。空気を送っているファンを停めないためには発電機が要る。

事務局：停電時に受入に係る部分の電気を賄うための非常用発電機を備えるというような記載になっている。焼却中に停電になったときに焼却炉を停めるための電源も確保した非常用発電機としている。

住 民：ということは、この文章から解すると、発電機などで停電の対策がされており、平常どおり焼却炉を運転できるということか。

事務局：運転ができるとはなっていない。

住 民：「大規模災害時においても施設が稼働不能になることなく」というのは、焼却のための運転のことではないのか。「非常用電源装置を整備（停電時におけるごみ受入を想定）」の記載と矛盾している。

事務局：ご意見として賜り、検討する。

住 民：南風により尾鷲の街へ排ガスが流れてくることになるが、それに対して煙突の高さなどを考えているのか。洗車の水は真砂川に流れるのか。

事務局：排ガスについて、現在、生活環境影響調査を行っている。結果が出たときに説明させていただきたい。洗車水は新ごみ処理施設の場内で処理する。

住 民：2 炉構成で 24 時間燃やし続けることができるだけのごみの量があるのか。59 メートルの煙突の高さではダイオキシンなどを含む排ガスが尾鷲の街に滞留するのではないか。少なくとも三田火力発電所のように 230 メートルの高さまでの煙突が必要ではないかと思う。紀宝町などから燃料を使って尾鷲市までごみを搬入しに来ることになる。それにより排ガスが発生する、それに要する費用もばかにならないと思うが、そこまでして尾鷲市にごみを搬入しに来なければならぬのか。雨が降った場合に、雨が排ガスを含み駐車場や施設の上に溜まるのではないか。こういう排ガスについて一切処理をせず真砂川に流すということになれば、尾鷲市水道水源保護審議会に諮るべきではないのか。

事務局：ごみ処理量の推計から、稼働から 20 年間は 24 時間の連続運転を想定している。

排ガスは法で定める基準以下で排出される。水道水源保護審議会に諮るかどうかの判断を組合がすることはできない。担当部署と協議させていただく。煙突の高さは59メートルとしている。その排ガスの影響は現在行っている生活環境影響調査で調査させていただき、結果が出たら説明させていただく。

住 民：実際の新しいごみ処理施設が稼働していない中では、どれだけの排ガスが出るとかは全然わからない。そういう中で調査をしても実際のことはわからない。記載の排ガスの基準は設計上のものに過ぎない。実際にどれだけの排ガスが出るのかは稼働してみないとわからない。

事務局：排ガス量などについては煙突の高さ、焼却方式をもとに計算する。その後、詳細設計が決まったら、より実際に近い排ガス量などが分かってくる。

住 民：基準以下での排ガスの排出にすると説明したではないか。

事務局：法令基準以下で排出する。

住 民：焼却炉は常時2炉で、24時間の連続運転を365日行うのか。

事務局：2炉で焼却するが稼働日数は280日を想定している。280日には点検や補修のために1炉を停めている場合も含めている。

住 民：通常時に1炉での稼働のときは、片方の焼却炉は停止するのか。

事務局：通常時は2炉稼働している。

住 民：それならおかしい。点検時には1炉は休止するわけである。

事務局：点検時は1炉休止する。

住 民：基本的には常時、2炉でゴミを焼却するということか。

事務局：基本的には2炉運転で焼却する。

住 民：もし、2炉運転ができないくらいゴミの量が少なくなってきたらどうするのか。

事務局：施設稼働から20年間は2炉運転できると想定している。

住 民：これからの各市町のごみの分別の仕方により、ゴミ量は変わってくるおそれがある。

事務局：施設稼働当初のゴミ量の70パーセントの量があれば2炉運転ができるとプラントメーカーから聞き取っていることから、稼働から20年間は2炉運転できると想定している。

住 民：施設稼働当初と、その70パーセントのゴミ量になったときのダイオキシン類の発生率はどうなるのか。

事務局：いずれの場合であっても、850度以上で焼却するのでダイオキシン類の発生は軽減される。

住 民：もしもの話で、想定よりもゴミ量が減り、2炉運転の必要がなくなった場合はどうするのか。

事務局：もし、そういうふうになった場合は、例えば、1炉で24時間の連続運転というような方法で調整するようになると考えている。

住 民：尾鷲市は24時間の連続運転ではないため、焼却炉が傷み、1億円かけて修繕をしなければならない。1炉運転にすれば尾鷲市と同じことになる。

事務局：1炉運転になったとしても、尾鷲市清掃工場のような運転ではなく、工夫して1炉

で24時間の連続運転を行う。

住 民：2炉で24時間の連続運転を行うだけのごみ量があると言ったのに、その話はおかしい。

事務局：もしもの話に対しての例えばの話である。施設稼働から20年間は2炉運転できると想定している。

住 民：1炉運転時において、余っている1炉に対して重油を焚いて炉内の温度を保つというようなことはしないのか。

事務局：余っている焼却炉を温めて待機させるようなことは考えていない。

住 民：使わない焼却炉の中の温度を保たなくてもいいのか。

事務局：保たなくてもよい。

住 民：なぜ5市町の広域で取り組むのか。各市町の施設の老朽化ということについて、具体的に説明願う。排水についてはクローズド方式を用いるということであるが、地震などの災害時に外に出ることはないのか。なぜ今回の説明会の開催を尾鷲市のみと判断したのか。他の市町の住民から要望があれば、他の市町においても開催する予定はあるのか。

事務局：市町において施設が老朽化していることが一番の理由だと思う。クローズド方式の水に関わる設備に耐震化を施すので問題ないと判断する。他の市町の住民から要望があれば、他の市町において説明会の開催について判断いただく。そのうえで組合は説明させていただく用意はある。

住 民：紀北町、御浜町、紀宝町の施設は平成28年までが耐用年数になっていたと記憶しているが間違いないか。

事務局：即答できない。後で調べて回答させていただく。

住 民：先日、紀北町議会の中で、近隣事業者や住民の理解を得られているのかということが非常に大きな話題になっていた。現在、近隣事業者や住民の理解は得られているのか。理解が得られていない中でも施設整備を進めていくのか。

事務局：こういった説明会や事業を開始する前には説明に回っている。厳しく反対されている方にも説明することはしている。

住 民：施設を建設するという話があっただけ。説明したと言うが、1回も聞いていない。

事務局：説明という言葉が適切ではなかった。申し訳ない。

住 民：組合だけではない。尾鷲市もだ。2年半、1回も説明に来ていない。それだからこのようなことになる。

住 民：何も説明がないとのことだが、それでも施設整備を進めるのか。

管理者：およそ2年半前や1年前にお話しはさせていただいた。その中で、文書とともに心配されることについて説明いただいた。それに対し文書でお答えさせていただいた。

住 民：候補地を決めるときに近隣事業者や住民の理解を得る努力をしろと三重県条例で謳っている。

住 民：1回も努力していない。知恵を出して考えるよう前にも言った。何も進んでいない。筋が通っていない。筋が通った説明を求める。

- 管理者：基本計画や生活環境影響調査の結果報告が出来上がり次第、お伺いして、お話しさせていただくということは常に申し上げている。
- 住 民：周辺の事業者の理解を得ることが先で、その後に基本計画を作るものではないのか。順序がおかしく、結論ありきではないか。
- 管理者：いろいろといただいた意見を加味して、生活環境影響調査、基本計画を進めている。
- 住 民：意見を聞くと言うが、住民の意見は何も反映されていない。結論ありきで、アリバイ作りのように意見を聞いて、進めていくやり方は本当の民主主義か。これだけ周辺の事業者も納得していないが、それでも施設整備を進めるのか。
- 住 民：2年半前に尾鷲市の幹部が来て、市営野球場に広域ごみ処理施設ができるという説明があったが、それだけである。詳しくは広域の組合ができてから説明するとのことであったが、組合ができてからは、組合の管理者たちが決めたという説明である。
- 住 民：結論ありきではないか。
- 住 民：新ごみ処理施設ができれば振動や埃や排ガスにより、自分のところが一番早く影響を受けるが、それから何年かけて徐々に尾鷲市内に広がる。今、組合が生活環境影響調査の中で、風船を飛ばしているが、南風が吹いているときには中村山の方角へ飛んでいく。公害防止基準値のことを言ったところで、少しずつ水道や空気に影響してくる。ごみ焼却場は山の奥などにあるものばかりだ。尾鷲市内にごみ焼却場の適地となるところはない。子や孫の代に公害の影響を受ける。
- 住 民：先日、ある尾鷲市の関係者の方に広域ごみ処理施設については決まったことであると言われたが、どういうことか。
- 管理者：その方がどういうお答えをしたのかは存じ上げないが、新ごみ処理施設を令和10年度に稼働させるように事業を進めていく。
- 住 民：先ほどの説明では広域ごみ処理施設の建設予定地の選定にあたっては検討尽くしたとのことであったが、以前の私の建設予定地を中部電力発電所跡地とする前に候補地を検討したのかという質疑に対しては、検討していないとのことであった。どちらが正しいのか。
- 管理者：市長就任時には、建設予定地は決まっておらず、その中で、中部電力から発電所跡地の利用についての申し出があった。検討を経て、そこを建設予定地としたのが始まりである。
- 住 民：説明会は今回の1回きりということだが、尾鷲市以外の4市町においても多額の金額を負担してもらうわけであるので、それぞれの市町で説明会を開催する義務があるのではないか。他の市町からの要望がないから開催をしないという話ではない。
- 管理者：尾鷲市以外の市町での説明会については要望があれば、副管理者である各市町の首長に主体となっていただいたうえで説明会を開催していただく。当然、事務局は同席する。
- 住 民：要望がなくても出向いて説明会を開催するべきである。

管理者：今回の説明会は尾鷲市の会場で、5市町の住民を対象としている。

住 民：仕事をしている人などが紀宝町から平日の7時に尾鷲市に来れるのか。

管理者：そういうことであれば紀宝町において住民説明会を開催していただくという話になっている。

住 民：組合が、自ら出向いて説明会を開催すると言わなければならない。

管理者：事務局が説明会に行く。

住 民：尾鷲市以外の4市町についても説明会を開催してもらえという理解でよいか。

管理者：他の市町から要望があれば開催する。

住 民：要望のあるなしに関係なく、他の市町に億単位の金額を支出してもらう以上は説明会を開催する責任がある。そのようなことは責任回避である。

事務局：各市町と協議のうえ、検討させていただく。

○終了